

合併後の諸問題を解明する

なる関心事であらう。そこで過日（三月十一日）新聞社の代表が、新津市役所において、いろいろの質問を解して頂きたいと思う。

税金は高くない

問題は誠意をもつて解決

赤字を減らすというが、税金は重くなるのではないか。

【答】赤字はあったが、昨年地財政の運用をうけた、政府の低利資金

▲答「人口一人当たりの税金が多いから少い、税の人口の割合に高額所得者が多いから少い」所によって違ふし、固定資産税で立派な建物と大きな工場などがあることが、

借入され、五、六年年賦で償還する。となつては、増税の必要はなく、市民の生活のための事業を低下せしめないので、赤字は解消する。」

考へても了解されると思う。

一市や町村の場合は一市不足内でも上と下流の争ひはあるが、若し万々あるなら、水助事というな非道なことがある

「消費税や電気ガス税などの間接税、日本国
有鉄道など
が負担する
固定資産税
1,850円
2,660円
新国土広東地区の用
水のうえで、上流の妨害に
よって水不足を来すよ
うなことが十分の場合
の対策はどうか。」

の多寡によつても違つてくるので、要は個人個人に課税される市民税所得割
円(=500円×5人)と
円(=300円×5人)

▲密?農家用水の上新市の五条市が下流の新上町の耕地に用水の流れれるを妨害するたない常識では考えられないし、また、できるものではないことである。

とりもなおさず、

がどんな状態かを見れば、住民の税負担の軽減がわかる。といえる。

税率 $\frac{\text{課税額}}{\text{課税標準}} = \frac{4,350\text{円}}{1,040\text{円}} = 4.18\%$

新課の合併問題に關し、上流の部落が、下流部落よりの問題となると言はれるが、

又下流部落の老定、現地の薪炭、土當てでは、分關部落の意向を體察把握したい。

一町を田
一歩を耕
作し、家族
六人の農業
所得者に、
つて町市の
消費
＝100,000円×5.0
＝4,000,000円×5.2%

の新津郷入地区耕地
に「五乘を止めなけれ
ば用水を来らなけれ
云うことを流布して
云う」ということで、
下流郡落民が「作が
不当行為
言明.....
があった。
なお、土地改良
法第56条に基
き、水利調整の密
議を行つて、利
きるし水使用の

市町村を以て
概してみよ
う。

仮にその
年間所得を
十八万円と
するに對し
とを比較

所得額
10,000円—80,000円
10,000円—60,000円

基礎
10,000円—

となかなかつた命が
なくなるつて、非
常に不安を感じてい
るといわれるが、感
得上の問題で用水を
止める等の行為がで

水妨害は不
農耕地課
税

飯越分庁轄ででき
るということでは
な、当然、不当行

一、そのようにして新津市の方で安いことがわかる。
 新津市 180
 五泉市 180
 一、そのようにして、果樹地帯に照会したところ「そのようなのは絶対に出て来ない。若し、それより上望みくれば、」
 用水
 流るるわけであるが、新市鎮の住民生活には、少しも心算を増産に働きかけるよう望みくれば、

用水妨害は不当行為

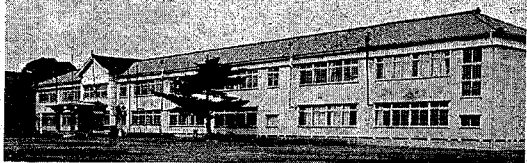
なほ、土地改良
法第五十六條に基
き、水利調整の協
議を行うこともで
き、水利使用の
仮処分申請もで
るということであ
る。

従つて、合併開
題による用水云々
は、当然、不当行
為となるわけであ
から、新市域の住
民各位には、少く
も心配する増進に精勵さ
れるように望みます。

市へ繰入合併した。今後想定される諸問題は、関係住民にとっては重大で、いろいろと質問を投げかけて、関係住民から理

新関小中学校は

廃止しない



上水道を早期実現
水圧は心配

上水道は、生活用水を緊急として各戸に供給しているが、この頃には、下野、羽下地域は標高が高いから引いても水が出るが、この頃には、上水道は行渡つて、三十二年度では、上水道は、充分過ぎる程充分である。

[illegible]